平成２６年（フ）第６２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北羽沢59番地　北羽沢アパート１－２号室、前住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根下谷地30番地７
債務者　菊池　和彦
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第６３号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷84番地　ハイツユートピアＨ号室、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢堀切後下40番地11
債務者　高橋　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３３９号
群馬県前橋市青柳町894番地３
債務者　都丸　美幸
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０３号
愛知県犬山市松本町２丁目55番地　メゾンセローナ301
債務者　宮本有里子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４５号
京都府亀岡市北河原町２丁目７番31―503号
債務者　平野　應利
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
京都府亀岡市曽我部町穴太達原38番地１
債務者　大嶋　雅恵
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４９７９号
大阪市東淀川区小松４丁目３番27号
債務者　塩尻　正夫
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９０号
大阪府豊中市東寺内町11番11―302号
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４１号
大阪府高槻市唐崎中２丁目４番10号
債務者　中濵　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２６２号
大阪市西区靱本町１丁目１番19号206、前住所大阪市西区立売堀６丁目６番６―804号
債務者　小牧　靖郎
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８２号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目26番25号
債務者　山﨑　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９７号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番24―505号
債務者　岡畑みゆき
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２５号
大阪市平野区西脇１丁目12番12―901号
債務者　畝川謙太郎
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７１号
大阪府東大阪市上石切町２丁目19番11号
債務者　溝本　一男
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４３号
大阪市西成区岸里３丁目10番９号　山本第一病院、住民票上の住所大阪市西成区岸里２丁目３番33―301号
債務者　船津美智子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４５４号
大阪市淀川区加島１丁目57番４―404号
債務者　髙木　貞樹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４５８号
大阪市西区南堀江３丁目15番５号６Ｂ、前住所大阪市中央区高津１丁目７番12号
債務者　平木　志保（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７５号
大阪市鶴見区今津中３丁目８番20号
債務者　尾﨑　靖子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部